

独立行政法人国立美術館文書決裁規則

平成 13 年国立美術館規則第 7 号

[一部改正：平成 15 年 8 月 15 日改正 国立美術館規則 第 7 号]
[一部改正：平成 16 年 3 月 31 日改正 国立美術館規則 第 6 号]
[一部改正：平成 18 年 6 月 30 日改正 国立美術館規則第 42 号]
[一部改正：平成 19 年 11 月 9 日改正 国立美術館規則第 11 号]
[一部改正：平成 24 年 1 月 23 日改正 国立美術館規則第 18 号]
[一部改正：平成 26 年 12 月 25 日改正 国立美術館規則第 14 号]
[一部改正：平成 29 年 9 月 25 日改正 国立美術館規則第 15 号]
[一部改正：平成 30 年 2 月 8 日改正 国立美術館規則第 13 号]
[一部改正：平成 30 年 9 月 25 日改正 国立美術館規則第 30 号]
[一部改正：令和 5 年 3 月 28 日改正 国立美術館規則第 8 号]

(趣旨)

第 1 条 独立行政法人国立美術館（以下「国立美術館」という。）の所掌事務に係る文書の名義及び決裁については、この規則の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この規則における用語の定義は、次のとおりとする。

- 一 「文書」とは、独立行政法人国立美術館文書処理規則第 2 条に規定する文書をいう。
- 二 「決裁」とは、この規則の定めるところにより、それぞれの文書について承認を経るべき最終責任者の押印又は署名により承認を得ることをいう。
- 三 「承認」とは、原則として理事会等の会議での口頭により承認を得ること、又は押印若しくは署名等により承認を得ることをいう。

(文書の名義)

第 3 条 文書の名義は、別表第 1 の区分によるものとする。

(文書決裁の原則)

第 4 条 起案文書は、他の規則等に定めるもののほか、名義者の決裁を受けるものとする。

- 2 接受文書を供閲文書として起案する場合は、特に定めるもののほか、受信者の決裁を受けるものとする。
- 3 特別の命によって通知する文書は、命じた者の決裁を受けるものとする。

(決裁終了後の決裁文書の修正)

第 4 条の 2 決裁を受けた文書の内容を決裁終了後に修正する場合は、修正を行うための文書を起案し、改めて名義者の決裁（以下この条において「修正のための決裁」という。）を受けるものとする。

- 2 修正のための決裁には、当初の決裁文書からの修正の箇所及び内容並びに修正の理由を記した資料を添付するものとする。
- 3 国立美術館の意思決定の内容そのものが記載されている、直接的な決裁対象となる文書（以下この条において「決裁対象文書」という。）について修正を行った場合、その原本は、修正のための決裁により修正が行われた後の決裁対象文書とする。
- 4 修正のための決裁を行った場合、決裁対象文書のうち施行が必要な文書については、次の各号に掲げる修正のための決裁が終了した時期の区分に応じて、当該各号に掲げる文書番号及び施行日により施行することとする。
 - 一 当初の決裁対象文書の施行日前 当初の決裁における文書番号及び施行日
 - 二 当初の決裁対象文書の施行日以後 修正のための決裁における文書番号及び施行日
- 5 前項の規定にかかわらず、当初の決裁文書の本体ではなく、当該決裁の説明を行うために添付した資料のみを修正した場合、施行が必要な文書については、当初の決裁における文書番号及び施行日により施行するものとする。

（理事長の決裁事項）

第5条 次に掲げる事項については、理事長の決裁を受けなければならない。

- 一 国立美術館の運営に関する基本方針その他の重要方針の決定に関する事項
- 二 中期計画、年度計画に関する事項
- 三 業務方法書、法人に係る規則の新設、改廃に関する事項
- 四 内部評価に関する事項
- 五 人事に関する重要な事項
- 六 予算及び決算に関する事項
- 七 その他必要な事項

（理事の承認）

第6条 前条により理事長の決裁を必要とする文書は、その決裁を受ける前に理事の承認を得なければならない。ただし、理事長の決裁を受けようとする文書の内、国立美術館が設置する美術館（以下「各館」という。）の各々に限定される文書は、この限りではない。

（監事への回付）

第7条 理事長の決裁を受けようとする文書の内、独立行政法人国立美術館監事監査要綱（国立美術館規則第4号）第13条に規定する文書は、その決裁を受ける前に監事へ回付しなければならない。

（事務局長の決裁事項）

第8条 次に掲げる事項については、事務局長の決裁を受けなければならない。

- 一 事務局長名をもって発受すべき文書

二 その他事務局長の決裁を受けて決定すべき事項

(センター長の決裁事項)

第8条の2 次に掲げる事項については、国立アトリサーチセンター長（以下「センター長」という。）の決裁を受けなければならない。

- 一 センター長名をもって発受すべき文書
- 二 その他センター長の決裁を受けて決定すべき事項

(館長の決裁事項)

第9条 各館における次に掲げる事項については、各館の館長の決裁を受けなければならない。

- 一 内規等の制定及び改廃に関する事項
- 二 人事に関する事項
- 三 重要な会議、儀式及び行事に関する事項
- 四 館長名をもって発受すべき文書
- 五 その他館長の承認を受けて決定すべき事項

(代理決裁)

第10条 名義者が出張等で不在の場合において急を要する文書については、名義者はあらかじめ代理決裁者を定めて代理決裁させることができる。

- 2 代理決裁者は、前項により代理決裁しようとするときは、事前又は事後に名義者に口頭等により承認を得なければならない。

(専決)

第11条 別表第2の事項欄に掲げる事項の決裁については、専決者欄に掲げる者が専決する。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

- 2 各館に必要な専決は、館長が別に定める。
- 3 この規則の改廃については、別表第2の事項欄に掲げる事項とすることはできない。

(その他)

第12条 この規則の運用に関し疑義のあるときは、事務局長が決定する。

附 則

この規程は、平成13年4月2日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成15年8月15日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年11月9日から施行し、平成19年8月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成24年1月19日から施行し、平成24年1月6日から適用する。

附 則

この規則は、平成26年12月25日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成29年9月25日から施行し、平成29年9月21日から適用する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年9月25日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年3月28日から施行する。

別表第1（第3条関係）

事 項	名 義 者
1 法令の規定等に基づき理事長の権限とされるもの 2 主務官庁に対する許認可の申請に関するもの 3 法令等に基づく主務官庁又は他官公庁への協議，承認等の申請及び報告 4 法人の規則等の制定又は改廃のうち重要なもの 5 重要な儀式，会議及び行事に関するもの 6 中期計画，年度計画等法人の重要方針の決定に関するもの 7 人事案件のうち重要なもの 8 予算に関する事項のうち特に重要なもの 9 前各号に掲げるもののほか，理事長の名義を用いることが適当と認められるもの	理事長
1 通知，依頼，照会，回答等に関するもののうち監事が行うとされたもの 2 前号に掲げるもののほか，監事の名義を用いるのが適当と認められるもの	監事
1 通知，依頼，照会，回答等に関するもののうち法人事務局に関するもの 2 前号に掲げるもののほか，事務局長の名義を用いるのが適当と認められるもの	事務局長
1 通知，依頼，照会，回答等に関するもののうち国立アトリサーチセンター（以下「センター」という。）に関するもの 2 前号に掲げるもののほか，センター長の名義を用いるのが適当と認められるもの	センター長
1 各館の規則等の制定又は改廃に関するもの 2 各館の重要な儀式，会議及び行事に関するもの 3 各館の予算に関する事項のうち重要なもの 4 前各号に掲げるもののほか，館長の名義を用いることが適当と認められるもの	館長
1 各館における通知，依頼，照会，回答等に関するもののうち定型的又は軽易なもの 2 前号に掲げるもののほか，運営管理部長又は課長の名義を用いるのが適当と認められるもの	運営管理部長 課長

別表第2（第11条関係）

事 項	名 義 者	専 決 者
1 理事会等で決定されたもの	理事長	事務局長
2 各館に係る主務官庁に対する許認可の申請のうち，軽易なもの	理事長	館長
3 各館に係る法令等に基づく主務官庁又は他官公庁への協議，承認等の申請及び報告等のうち，定型的又は軽易なもの	理事長	館長
4 各館に係る人事案件のうち軽易なもの	理事長	館長
5 事務局長及びセンター長を除く事務局及びセンターの週休日の指定及び振替	理事長	事務局長 センター長
6 事務局長及びセンター長を除く事務局及びセンターの旅行命令	理事長	事務局長 センター長

7 通知, 依頼, 照会, 回答等のうち定型的又は軽易なもの	理事長	事務局長 センター長
	監事	事務局長
8 理事長名で処理することが適当と認められる文書のうち軽易なもの	理事長	事務局長 センター長
9 各種証明書の発行	理事長	事務局長